

20 子子送第 148 号
令和 2 年 5 月 7 日

江戸川区内の認可保育園・学童クラブ等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者 様

江戸川区長 齊藤 猛
(公印省略)

認可保育園・学童クラブ等の利用制限期間の延長について（依頼）

平素から本区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

江戸川区では、区内の認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護者に施設の利用制限を要請しているところですが、全国的に感染者数の増加が続いていることから国は緊急事態宣言の延長を決定いたしました。区内においても、感染者数が 120 人を超えるなど、現段階で収束の時期が見通せない状況にあります。

多くの識者が言及しているとおおり、これから 5 月末までの過ごし方で緊急事態宣言に終止符を打てるかどうかの正念場になると思われます。

これまで、事業所の皆様に特段のご理解とご協力をいただき、できる限り保護者が施設を利用せず、家庭で保育等できるようお願いしてまいりましたが、引き続き施設の「密集」状態の解消が必要であると考えております。

つきましては、施設の利用制限期間を国の緊急事態宣言に合わせて 5 月末まで延長いたします。

事業者の皆様におかれましては、認可保育園・学童クラブ等に在籍する児童の保護者の勤務への一層のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 利用制限施設

認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、保育ママ、学童クラブ

2 利用制限期間

緊急事態宣言期間の令和 2 年 5 月 31 日（日）まで延長します。

（国・東京都の動向により延長する可能性があります）

3 緊急事態宣言期間中、特例的に上記施設を利用できる者

医療・交通・金融・社会福祉等の社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方など

<問い合わせ>

私立保育施設について 子育て支援課運営支援係 (5662)5028

区立保育園について 保育課庶務係 (5662)0063

学童クラブについて 教育推進課すくすくスクール係 (5662)8132